

農業者の皆様へ

消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)について

令和5年10月から、事業者が消費税に係る仕入税額控除を行うためには、原則として、仕入先からインボイス(適格請求書)を発行してもらい、保存しておく必要がある、いわゆる「インボイス制度」が始まりました。

北海道農政部農業経営課のホームページでは、農業者の皆様に適切にインボイス制度に対応してもらえるよう、随時、参考となる情報を掲載しております。



ホームページの主な内容

1 インボイス制度のポイント

<事業者ごとの「売り先」「仕入れ先」との関係>

農業者の皆様におかれても、「課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかの事業者として、売り先や仕入れ先との関係を踏まえた仕入税額控除に係る対応や検討が必要となります。

事業者	売り先との関係	仕入れ先との関係
課税事業者 (課税売上高1千万円超)	インボイスの発行が可能 (要登録) 売り先に応じて、インボイスに対応した請求書等を発行する必要	仕入税額控除を受けるためには、原則、発行されたインボイスの保存が必要
簡易課税事業者 (5千万円以下の事業者が選択可能)		
免税事業者 (1千万円以下の事業者、消費税納税義務が免除)	インボイスを発行できない 売り先に応じて、(簡易)課税事業者への転換や、取引条件などの協議が必要となる可能性	特段なし

2 免税事業者の方へ

免税事業者の方は、売り先との関係を踏まえ、課税事業者もしくは簡易課税事業者となり、インボイス発行事業者として登録を受けるかどうかを検討する必要があります。

☞ 農業所得者のみなさまへ
インボイス制度が始まります！
(国税庁HPより)



免税事業者が課税事業者(売り先)と取引する場合、売り先が仕入税額控除できなくなるため、適正な取引条件等を定める際、免税事業者が一方的に不利になる可能性もあることから、公正取引委員会では、独占禁止法・下請法上問題となり得る行為の考え方を示しています。

☞ インボイス制度への対応に関するQ&A(概要)
(公正取引委員会HPより)



3 インボイス制度への移行に当たっての事業者支援策

インボイス制度への移行に当たっては、課税額や事務負担の軽減措置などの支援策も用意されておりますので、インボイス制度に適切に対応していただくため、こうした情報も掲載しています。

その他、関係省庁のリンク等も掲載しております。詳細につきましては、農業経営課ホームページをご確認ください



農業経営課HP



北海道農政部農業経営局農業経営課